

和光市国民健康保険運営協議会

第1回会議録

令和6年8月1日

和光市国民健康保険運営協議会

会 議 録（要旨）	
令和6年度 第1回 和光市国民健康保険運営協議会	
開催年月日・招集時刻	令和6年8月1日（木） 13時30分
開催場所	和光市民文化センター 企画展示室
開 会 時 刻	13時30分
閉 会 時 刻	14時20分
出席委員	事務局
佐々木 好評 清水 善行 青木 二郎 市島 真里 奥村 香代子 小田原 紀慧子 鈴木 正敏（会長） 山崎 操（会長代理） 富澤 仁 内海 英二 （10人）	市長 柴崎 光子 健康部長 斎藤 幸子 健康部次長 梅津 俊之 保険年金課長 稲原 大介 健康支援課長 浅井 里美 健康支援課課長補佐 飯田 真子 健康支援課健康づくり担当統括主査 端山 明子 保険年金課課長補佐 宮園 誠吾 保険年金課国民健康保険担当統括主査 齊藤 哲也 保険年金課国民健康保険担当 大坂 秀樹
欠席委員	傍聴 3人
内野 裕嗣 菅野 隆 佐々木 淳 佐藤 貴映 細田 泰雄 （5人）	
備考	会議資料 次第、資料1－1・資料1－2（令和5年度決算）、資料2（国民健康保険条例一部改正）、資料3（令和6年度補正予算案）

発言者	会 議 内 容
宮園課長補佐	1 開会 はじめに、和光市国民健康保険運営協議会委員の委嘱式を行います。本年7月31日をもって前委員の任期が満了となりましたので、改めて8月1日から3年間の任期で和光市国民健康保険運営協議会委員をお願いするものです。 なお今回委嘱するのは、定員15名のうち14名の方が再任、1名の方が新任となります。それでは、初めに市長よりご挨拶を申し上げます。 2 市長あいさつ こんにちは。和光市長の柴崎 光子です。 本日はお忙しい中、和光市国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、平素から市の国民健康保険の運営はもとより、市政全般にわたりご支援ご協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。 さて、市では昨年度委員の皆様の協力のもと第3期和光市国民健康保険ヘルスプランを策定し、令和6年度より安定的な財政運営を目指し国保税率を改正し、医療費適正化に効果的な保健事業を推進しているところでございます。また、本年12月2日を以て保険証の発行が終わることからマイナ保険証へのスムーズな移行など新たな業務も控えております。変化の激しい社会状況の中で今後も国民健康保険の財政運営は大変難しいことが予想されます。 本日より、和光市国民健康保険運営協議会委員は新たな3年間の任期となります。委員の皆様からは諮問に対して忌憚のないご意見をいただき、国民健康保険の持続可能で安定的な財政運営に一層努めてまいりたいと思います。本日はよろしくお願いいたします。 (市長他の会議出席のため退席) 3 委員委嘱 (各委員へ委嘱書を交付)

発言者	会 議 内 容
齊藤統括主査	4 会長・会長代理選出 委員の推薦により鈴木委員が会長に、山崎委員が会長代理に決定 会長・会長代理・各委員あいさつ 5 諮問 斎藤部長より「諮問書」を読み上げ、会長に渡す。 6 報告事項 「令和5年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計決算について」資料1－1・資料1－2に基づき説明。 それでは、報告事項「令和5年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計決算について」、資料に基づきまして、説明させていただきます。 お配りしています「資料1－1」の1ページをご覧ください。 この表の見方ですが、左から「款」、「項」、「目」と予算上の名称を記載しています。そして令和5年度の当初予算と補正予算を合わせた「予算現額」、どれだけ収入があったかを示す「収入済額」、収入済額から予算現額を引いた「予算と収入の比較」、収入済額を予算現額で除した「執行率」が掲載されています。なお、「予算と収入の比較」においては、実際の収入済額が予算よりも多ければプラスで表記し、収入済額が予算よりも少なければ、マイナス、△で表記しています。この資料では、1ページから2ページが歳入について記載してあります。続いて、3ページから4ページが歳出について記載しています。 それでは、決算状況のご説明をさせていただきたいと思います。 令和5年度の決算状況については、主な増減を含め、お配りしています「資料1－2」に示しておりますので、そちらを使いまして詳細を説明させていただきます。 (1)令和5年度の決算状況としては、歳入合計が68億2,501万7千円で、歳出合計が64億7,022万4千円になりますので、形式収支としては、3億5,479万3千円の歳入超過になりますが、繰越金4億1,245万8千円、基金繰入金3億5,076万1千円、それと法定

発言者	会 議 内 容
鈴木会長	外の一般会計繰入金 1 億円を引いて、基金積立金 3 億 4,253 万 8 千円を加えた実質的な収支は、1 億 6,588 万 8 千円の歳出超過となっております。 (2)被保険者数の状況としては、令和 5 年度の被保険者数は、1 万 2,879 人で、前年度比 506 人、率にして 3.78%の減員となっております。 (3)医療費の推移としては、前年度比 1 億 5,168 万 6,586 円、率にして 3.20%減の 45 億 9,369 万 6,622 円となっております。一人当たりの医療費は 35 万 6,681 円、前年度比 2,151 円、率にして 0.61%の増となっております。 (4)国民健康保険税の賦課、収納状況といたしましては、3 ページ下のエ、合計をご覧ください。こちらの数字は現年度分のみになりますが、賦課にあたる調定額の合計額は、令和 5 年度 15 億 5,748 万 6,500 円、前年度比 4,937 万 9,500 円、率にして 3.07%の減となっております。一方、収入額の合計額は 14 億 4,545 万 100 円、前年度比 4,947 万 5,949 円、率にして 3.31%の減となり、収納率も 0.12 ポイント減少し、92.65%となっております。 次に、「資料 1－1」に戻っていただき、5 ページをご覧ください。 こちらについては、令和 5 年度決算状況を歳入、歳出の款ごとにまとめ、その構成割合を円グラフで示しております。 まず、右側の歳出については、医療費の支払いである保険給付費が 60.3%と半分を超えている他、埼玉県に納付する国民健康保険事業費納付金が 31.0%となっています。 この歳出の財源となるのが、左側の歳入となります。被保険者の皆さんから集めている国保税の割合が全体の 22.7%となっております。また、保険給付費は県からの交付金で賄われることとなっておりますので、県支出金が 59.1%となっております。 報告は、以上となります。 初めての委員もいるため、国保財政の仕組みについて簡単に教えてください。

発言者	会 議 内 容
宮園課長補佐	国保財政の概要を説明いたします。 平成３０年度に国保の制度が大きく変わっています。平成３０年度以前は各保険者単独で国保を運営しており、国保に係る医療費総額を推計し、国庫支出金等もありましたが、それでも賄えない分に国保税額を賦課して皆様から頂戴して、運営をしていました。 平成３０年度からは都道府県が共同運営者となり、財政運営について埼玉県が大きな責任を持つこととなりました。平成３０年度以降の考え方は、例えば和光市の場合、医療費の総額については被保険者が医療機関に支払う自己負担分２割３割分と保険者として市から医療機関に支払わなければならない分７割８割分とに分けられ、この市が医療機関に支払う同額を埼玉県から普通交付金という形で頂戴している状況です。市が支払う医療費の担保は埼玉県から確約を受けているような状況のため財政運営としてはかなり安定しているといえます。埼玉県は普通交付金の財源を各市町村が県に納める納付金等を原資に財政を回しています。平成３０年度以降都道府県が入ってきたことにより財政の安定性は増したと言えます。 市町村側の動きとしては、納付金を納めなければならないため、様々な国や県からの交付金がありますが、それだけでは賄えない足りない分について国保税率を設定し、皆様から国保税として頂戴したり基金を活用して納付金を納めているという仕組みになっています。説明は以上です。
鈴木会長	資料１－２歳入合計歳出合計の令和４年度と比較して令和５年度の大幅な減少は、主には被保険者数の減少だと考えられるが、この間コロナの流行もありましたが、それによる医療費の影響もあったかと思うが、予算の減少についてどのような見方をしているか。
稲原課長	予算減少の影響として、ご指摘のとおり被保険者数の減少はあると考えます。医療費についてもそれに伴って減少傾向にありますが、資料１－２(3)一人あたり医療費では増減率がここ数年もっと高い数字で推移している傾向があります。令和４年度まで増えていた一人当たり医療費が、令和５年度にはコロナも落ち着いてきて、増減率が下がってきている傾向がみられます。

発言者	会 議 内 容
鈴木会長	今後は昨年度以前のような高い数字の増減もあり得ると考えています。 特に入院費も下がっているということも一つ要因であるのかなとも考えられますね。 それでは報告事項は以上とします。
齊藤統括主査	7 諮問事項 諮問事項(1)「和光市国民健康保険条例の一部改正について」資料 2 に基づき説明。 それでは、諮問事項 「和光市国民健康保険条例の一部改正」について、資料に基づきまして、説明させていただきます。 お配りしています「資料 2」をご覧ください。 今回の改正は、令和 6 年 1 2 月 2 日から被保険者証が廃止されることに伴い改正が必要となるもので、条例第 1 2 条の罰則に関する規定について、被保険者証の返還を求める内容を削除するものです。 また、附則におきまして、施行日前にした行為に対する罰則の適用や現に交付されている被保険者証の有効期限内においては、なお従前の例によることを規定する改正となります。 詳細な改正条文については、現時点で埼玉県から条例参考例が一部のみしか示されていないことから、内容が確定していないため概要のみの資料となりますことをご了承ください。 条例の改正についての説明は以上となります。
鈴木会長	条文がないが、被保険者証の文言を削除するということか。
稲原課長	資料がないため具体的な条文を読み上げます。「第 1 2 条 市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合に

発言者	会 議 内 容
齊藤統括主査	においてはその者に対し、10万円以下の過料を科する。」としており、12月から被保険者証が新規発行されなくなることから、条文上整合性をはかるために今回改正することとなります。 採決の結果、和光市国民健康保険条例の一部改正について承認。 諮問事項(2)「令和6年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」、資料3に基づき説明。 それでは、諮問事項 「令和6年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、資料に基づきまして、説明させていただきます。 お配りしています「資料3」をご覧ください。 今回の補正予算は、補正前予算額63億7,242万5千円に3億1,479万2千円増額し、補正後の予算額を66億8,721万7千円とするものです。 それでは、内容について説明いたします。裏面をご覧ください。 まず、歳入から説明します。 歳入は「款8繰越金」について、令和5年度決算額の確定に伴い令和5年度の歳計剰余金である繰越額を計上するもので、当初計上している4,000万円を差引いた3億1,479万2千円を増額補正するものです。歳入は以上です。 続きまして、下段の歳出について説明します。 まず、「款4保健事業費」については、保健衛生普及活動の役務費のうち医療費通知に係る郵送料において、令和6年10月1日から郵便料金が改定されることから料金引き上げに係る増額が必要となるため46万2千円を増額補正とするものです。 次に「款6諸支出金」については、令和5年度の事務費繰入金及び出産育児一時金繰入金の充当事業費の確定に伴い、余剰分を一般会計に繰り出すため、2,451万3千円増額補正するものです。 次に「款5基金積立金」については、先にご説明しました歳入補正額3億1,479万2千円に対して、「款4保健事業費」と「款6諸支出金」を差し引いた額を財政調整基金に積み立てるものとして2

発言者	会 議 内 容
	億 8,981 万 7 千円を増額補正するものです。この結果補正後の基金残高は 10 億 6,069 万 8 千円となります。 補正予算についての説明は以上となります。 採決の結果、令和 6 年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について承認。 8 その他 本日の新聞でコロナの感染状況について掲載があった。このことで数字的には出ていないが、定点観測で医療機関にどのくらいコロナの患者がいるかという、県平均で 12.5 人、朝霞保健所管内 13 人ということだった。その状況の中、今後、市として、どのように対応をしていくのか伺いたい。
鈴木会長	
浅井課長	今後の対応についてのご質問ですが、新型コロナ予防接種について説明いたします。新型コロナウイルスの特例臨時接種につきましては終了いたしました、本年度から新型コロナが予防接種法第 2 条第 3 項第 3 号における B 類疾患として位置づけられましたので、今後、定期予防接種として開始する方向で調整しているところです。具体的には 9 月議会に補正予算を上程し、10 月から開始できるように準備をすすめているところです。
稲原課長	次回の運営協議会の開催は 11 月上旬を予定しています。 9 閉会